



内閣府

特例民法法人における無報酬役員に対する謝金等の調査結果について

平成22年11月16日

【調査の概要】

先般、国所管の財団法人において、無報酬としていながら、会長（非常勤）に「謝金」として年間約1,300万円を支払っていた事実が明らかになったことから、以下の①～③のいずれかに該当する各府省所管の特例民法法人（約3,000法人）において、定款又は寄附行為により無報酬とされている役員のうち、謝金その他名目を問わず、平成21年度に法人から年間200万円以上の支払い（ただし、交通費等実費弁償は含まない。）を受けている者の状況について調査を実施しました。

- ①平成21年12月1日現在、国家公務員出身者が常勤役員又は常勤職員に在籍する法人
- ②平成20年度において、国又は独立行政法人から合計1,000万円以上の支出を受けた法人
- ③平成22年4月1日現在、行政から何らかの権限付与のあった法人

【調査の結果】

定款又は寄附行為において無報酬とされている役員に対して年間200万円以上支払いが行われているのは30法人に在籍する33人であり、その概要は別紙のとおりです。

なお、それぞれの年間支給額は、200万円～1,320万円までの範囲内であり、その分布は以下のとおりです。

年間支給額	該当者数(法人数)	うち国家公務員出身者数(法人数)
1,200万円以上～1,400万円未満	1人(1法人)	1人(1法人)
600万円以上～800万円未満	1人(1法人)	1人(1法人)
400万円以上～600万円未満	12人(10法人)	4人(4法人)
200万円以上～400万円未満	19人(18法人)	15人(15法人)

【対応方針】

上記の調査結果を踏まえ、内閣府から各府省に対し、所管する各法人の定款又は寄附行為において無報酬としている役員については、実費弁償のみとし、それ以外のいかなる名目による支払いも厳に慎まれないこと、また、役員に対価を支払う必要がある場合には、定款、寄附行為等においてその根拠規定を整備し、適切に支給することについて指導監督するよう要請することとしています。その際、特に、国家公務員出身者が支払いを受けていた事例については、国家公務員出身者への報酬を意図的に隠しているのではないかといった国民の不信感を招きかねないことから、当該支払いの是非を含めた厳格な見直しを行うことを各法人に要請するよう、内閣府から各府省に対して要請することとしています。

(連絡先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

担当: 黒田、伊藤

電話: 03-5403-9520、9521

＜特例民法法人における無報酬の役員に対する謝金等の調査結果＞

○年間支払額が1,200万円以上1,400万円未満 1人(1法人)

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
経済産業省	財	石油開発情報センター	会長	①理事会・評議員会の運営等財団の業務全般の管理 ②産油国へのミッションの派遣、産油国の要人招聘によるセミナー開催等の事業の責任者	非常勤	H5.6.30	関東通商産業局長

○年間支払額が600万円以上800万円未満 1人(1法人)

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
財務省	財	国有財産管理調査センター	理事長	法人の意思決定に係る業務	非常勤	S60.7.31	名古屋税関長

○年間支払額が400万円以上600万円未満 12人(10法人)

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
法務省 文部科学省	財	人権教育啓発推進センター	理事長	理事長として、本法人を代表し、その業務を総理する。	非常勤		
法務省 文部科学省	財	人権教育啓発推進センター	理事	理事として、理事会を構成し、本法人の業務を議決し、執行する。	非常勤		
外務省	社	青年海外協力協会	常務理事	・協力隊全国応募促進事業(全国キャラバン隊事業) ・国内協力隊、現地版協力隊創設事業等特命業務	非常勤		
外務省	財	日本国際協力センター	監事	監査業務遂行等	非常勤		
外務省	財	日本国際協力システム	理事長	本財団を代表し、その業務を総理する	非常勤	H14.8.27	ナイジェリア駐節特命全權大使
財務省	財	塩業センター	理事長	法人を統括し代表する者として、理事会・評議委員会の招集・運営のほか、事業計画・収支予算の作成、職員の任免及び内外の各種行事への出席等	非常勤		
文部科学省	財	放射線影響協会	理事長	協会を代表し、会長の意を受けて協会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。	非常勤		

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
厚生労働省	社	全国登録教習機関協会	会長	会務全般	非常勤	H13.3.31	産業安全研究所長
厚生労働省	財	健康医学協会	理事	財務、経営	非常勤		
厚生労働省	財	年金シニアプラン総合研究機構	理事長	代表・業務の総括	非常勤	H4.7	年金局長
農林水産省	社	全国農業改良普及支援協会	会長	会務の総理	非常勤	H15.7.1	農林水産省大臣官房 技術総括審議官
農林水産省	社	全国農業改良普及支援協会	副会長	協会の運営、調査研究業務	非常勤		

○年間支払額が200万円以上400万円未満 19人(18法人)

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
内閣府	財	日本人事行政研究所	会長	業務の総理	非常勤	H15.3.31	人事院事務総長
消費者庁 経済産業省	社	日本リサーチ総合研究所	理事長	法人を代表して業務を掌握	非常勤	H15.7	内閣府審議官
総務省 文部科学省	財	日本統計協会	理事長	本協会の業務の掌理(無報酬)のほか、同協会が受託している国際協力プロジェクト「カンボジア政府統計能力向上計画」事業において、集計・分析・結果提供の技術指導及び研修支援等の統括。(上記プロジェクトは、10月1日をもって終了。)	非常勤	H10.7.1	総務庁統計局長

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
文部科学省	財	大学セミナーハウス	館長	館長は、学生のための研修会および講演会の開催ないし研学および学生の修練に関する文書活動その他この法人の行う教育、学術、文化に関する活動の企画、編成を統括し、その実施を指導する。	非常勤		
文部科学省	財	原子力研究バックエンド推進センター	監事	(1) 財産及び会計を監査すること。 (2) 理事の業務執行状況を監査すること。 (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。	非常勤	H10.6.30	科学技術庁金属材料技術研究所管理部長
厚生労働省	財	ビル管理教育センター	理事長	法人を代表し、法人の業務を掌理するとともに、講習会における講義を行う。	非常勤	H21.3.30	国立保健医療科学院 長
厚生労働省	社	全国シルバー人材センター事業協会	会長	協会を代表し、会務を統轄する	非常勤	H11.7.23	労働事務次官
厚生労働省	社	日本家族計画協会	理事長	協会事業総理	非常勤		
農林水産省	財	農林水産奨励会	会長	法人の代表	非常勤		
農林水産省	財	農林水産奨励会	副会長	会長の補佐	非常勤	H6.8.1	農林水産技術会議事務局長
農林水産省	財	食品流通構造改善促進機構	会長	機構を代表し、その業務を総理	非常勤	H5.7.6	林野庁長官

所管省庁	社・財	法人名	ポスト名	主な業務内容	常勤・非常勤の別	国家公務員出身者の場合	
						離職日	最終官職
農林水産省	財	日本醤油技術センター	理事長	本会を代表し、会務を総理	非常勤		
農林水産省	社	大日本農会	副会長	農業及び農村に関する研究会の運営等の調査研究業務	非常勤	H7.7.7	農林水産省大臣官房技術総括審議官
農林水産省	財	農業技術協会	副会長	協会の運営、調査研究業務等	非常勤	H12.4.1	中国農業試験場長
農林水産省	財	日本木材総合情報センター	理事長	法人代表としての会議及び委員会の出席、文書決裁等	非常勤	H7.7.7	東北農政局長
経済産業省	財	日本文化用品安全試験所	理事長	①財団の総括業務 ②財団の役員経営会議等への出席 ③理事会・評議員会への出席	非常勤	H5.6	特許庁審査第一部長
経済産業省	社	日本音楽事業者協会	監事	①財産及び会計並びに理事の業務執行の状況に関する監査 ②理事会への出席	非常勤	H17.7.13	財務省国税庁長官
国土交通省	社	全国レンタカー協会	会長	会長として協会業務を執行している	非常勤	H6.6.29	海上保安庁長官
環境省	財	水と緑の惑星保全機構	理事長	法人を代表し法人業務を掌理	非常勤	H12.3.31	宮内庁次長